

平成24年第3回紀の川市議会定例会 第6日

平成24年 9月28日（金曜日） 開 議 午前 9時24分

散 会 午前11時28分

◎議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第156号 財産の取得について
議案第157号 財産の取得について
議案第158号 財産の取得について
議案第159号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）
- 日程第2 議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第106号 平成23年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第128号 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第129号 旧南丘家住宅条例の制定について
議案第130号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について
議案第131号 紀の川市防災会議条例の一部改正について
議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第4 議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第108号 平成23年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第109号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第110号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第114号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第126号 平成23年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
議案第127号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正について

- 議案第136号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第137号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第138号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第142号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第152号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第105号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第111号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第112号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第113号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第115号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第116号 平成23年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第117号 平成23年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第118号 平成23年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第119号 平成23年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第120号 平成23年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第121号 平成23年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第122号 平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第123号 平成23年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第124号 平成23年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第125号 平成23年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第135号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第139号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第140号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第141号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第143号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第144号 平成24年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第145号 平成24年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第146号 平成24年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第147号 平成24年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第148号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第149号 平成24年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第150号 平成24年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第151号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書
- 請願第5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書

日程第8 委員会提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（23名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 榎本喜之 | 2番 室谷伊則 | 4番 川原一泰 |
| 5番 吉田隆三郎 | 6番 阪中晃 | 7番 松本哲茂 |
| 8番 上野健 | 9番 杉原勲 | 10番 高田英亮 |
| 11番 寺西健次 | 12番 堂脇光弘 | 13番 田代範義 |
| 14番 石井仁 | 15番 森田幾久 | 16番 井沼武彦 |
| 17番 今西敏文 | 18番 竹村広明 | 19番 岡田勉 |
| 20番 坂本康隆 | 21番 大森道夫 | 22番 亀岡雅文 |
| 23番 村垣正造 | 24番 西川泰弘 | |

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 市長 | 中村慎司 | 副市長 | 田村武 |
| 市長公室長 | 林信良 | 企画部長 | 橋口順 |
| 総務部長 | 竹中俊和 | 市民部長 | 北林佳高 |
| 地域振興部長 | 吉田靖 | 保健福祉部次長 | 服部恒幸 |
| 農林商工部長 | 歌英樹 | 建設部長 | 阪口政弘 |
| 国体対策局長 | 岩原晃 | 会計管理者 | 武田雅明 |
| 水道部長 | 今井辰巳 | 農業委員会事務局長 | 立具秀敏 |
| 教育長 | 松下裕 | 教育部長 | 西田好宏 |
| 総務部財政課長 | 森本浩行 | | |

○議会事務局職員

| | | | |
|-----------|------|-----------|------|
| 事務局長 | 永田博敏 | 次長兼議事調査課長 | 藤井節子 |
| 議事調査課課長補佐 | 岩本充晃 | 議事調査課係長 | 田中啓吾 |

（開議 午前 9時24分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

本日は、委員長報告等も含めまして、議事運営に協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員長報告ですが、まず日程第2で、休会中に平成23年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会が開催されておりますので、委員長に審査結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第3から第5では、9月7日に各常任委員会に付託した案件のうち、議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを除いた案件について、各委員長に審査結果の報告を求め、それぞれ委員長報告ごとに質疑、討論、採決を行い、議案第134号については日程第6とし、再度、各委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めた後、一括して委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いますので御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第156号 財産の取得について から
議案第159号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設
工事） まで

○議長（西川泰弘君） 日程第1、9月24日の本会議で提案説明のありました議案第156号 財産の取得についてから、議案第159号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）までの4議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております4議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第156号から議案第159号までの4議案については、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

これより、ただいま議題となっております4議案に対する一括質疑を行います。

ただいま議題となっております4議案については質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第156号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第156号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第157号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第157号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第158号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第158号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第159号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第159号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、9月7日の本会議で平成23年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したものであります。

それでは、平成23年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（登壇） おはようございます。

平成23年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、去る9月11日、12日、13日の3日間、市役所南別館3階大会議室において開催し、当局から付託案件について説明を聴取したあと、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑では、2款1項6目財産管理費では、公用車の管理について、最近公用車で事故が多いと聞くが、その修理費はどのようになっているのか。また、事故を起こした職員への対応はと質したのに対し、1万円以上の修理については加入している車両保険からの保険金で、1万円以下のものは市の修繕費で行っている。また、事故を起こした者については、賞罰委員会において賞罰の程度を決定し、戒告や口頭注意などを行っているとの答弁でした。

次に、7目企画費について、婚活支援事業を通じて結婚された方は紀の川市に住んでいるのか等の追跡調査はしているのか。また、人口増加対策を市としてどう考えているのかと質したのに対し、その後のアンケート調査の業務を委託している。その中で1組結婚を前提としてつき合っていると聞いている。個人情報とのバランスもみながら、成果について把握していきたい。また、紀の川市のよいところをもっとPRして、紀の川市のよさを市内外の人にわかってもらい、紀の川市へ住もうかという気持ちになるような人口増加対策に取り組んでいきたいとの答弁でした。

次に、8目企業立地推進費では、北勢田第2工業団地の造成の完了と売り込みの取り組みについて質したのに対し、本年9月末には完成する予定で、誘致については県、開発公社、市の三者で協議会を設立して販売に努めている。また、企業訪問なども行っていきたいとの答弁でした。

次に、15目自治振興費では、防犯灯設置補助102件のうち、LEDで設置した件数は何件あるのか、またLEDの推進について質したのに対し、平成23年度においてLEDでの設置はない。また、推進についても現状をみながら予算計上の仕方等々と合わせて検討していくとの答弁でした。

次に、19目国民体育大会準備費では、既存の体育館で対応できない競技、ハンドボールを受けたのはなぜかと質したのに対し、前回、昭和46年に開催された国体ではハンドボールはアウトドアスポーツで、打田中学校のグラウンドで決勝戦が行われ、体育館は雨天の練習場であった。それを勘違いして、打田ではハンドボールができるとして希望の申請をしたとの答弁でした。

次に、9款消防費では、消防団員の制服やヘルメットの統一と夏服の支給は、また消防器具庫の設置基準と安全性について質したのに対し、制服については幹部と新入団員から順次支給している。夏服についても今の紺色の制服で今後も購入していく。また、消防器具庫の設置基準は特にないが、建築基準法に基づき建設し、場所についてもできるだけ条件のよい、安全ではやく出勤できる場所に建設していきたいとの答弁でした。

次に、3款2項7目児童福祉施設費では、私立保育園に対する特別事業補助金について何%の補助か、また保護者の負担について質したのに対し、特別保育事業は早朝保育、延長保育への補助で、経費の何%ではなく、実施していただいた時間に応じて補助している。また、保護者から延長保育にかかる追加料金は、7時までにはもらっていないとの答弁でした。

続いて、学童保育、子どもクラブが使用している施設は現状では非常に危険だと思うが、建てかえるという考えはと質したのに対し、子どもクラブだけでなく、市内の学童保育の施設を今年度中に見直しをして、学童保育の施設整備計画を立て、計画的に整備していく方向で働きかけをしているとの答弁でした。

次に、4款1項2目予防費、3目保健事業費では委託料で不用額が出ているがその理由はと質したのに対し、2目予防費において平成23年度から新規事業として実施した子宮頸がん、ヒブ肺炎球菌ワクチンの任意予防接種委託料の不用額で、当初見込んでいたより接種者数が下回ったため、また3目保健事業費においてがん検診委託料で全体的に個別検診に流れる傾向であった中で、集団検診より費用がかさむとして多く予算措置していたが、受診者が少なかったためとの答弁でした。

続いて、特定健診の実施日について平日だけでなく、日曜日でも実施できないのかと質したのに対し、医師や看護師の確保と費用がかさんでくるが、健診実施の中で考えているところであるとの答弁でした。

次に、4款1項6目環境衛生費では、不法投棄パトロールについて休日夜間の実施状況について質したのに対し、夜間は県と合同で年2回、後は平日の昼間、緊急雇用の部分で回っている。今後は、緊急雇用が終わった時点で検討したいとの答弁でした。

次に、6款1項4目農業振興施設費では青洲の里の運営について質したのに対し、収益状況は全体では黒字だが、管理部門については赤字となっている。管理にかかる経費の削減や食育推進の拠点としてPR、啓発等を行っていきたいとの答弁でした。

また、施設管理について、予約をしたくても管理人となかなか連絡が取れなかったり、電球が切れたままになっている施設があるが、管理委託の内容やその指導について質した

のに対し、委託の内容は使用する30分前に施設を開けて、使用后、直ちに閉める、また随時予約を受け付ける内容になっている。管理人と連絡が密に取れるように指導を行っていくとの答弁でした。

次に、7款1項1目商工総務費では、シルバー人材運営補助金の内容と減額方針について質したのに対し、主に職員給料関係の補助となっている。今後、貴志川支部と粉河支部を統合して1カ所にまとめていく中で、減らしていけると思っているとの答弁でした。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費、3目道路橋梁新設改良費では、地元要望に対して実施した率はどのくらいか。また、橋梁の耐震調査の実施について質したのに対し、維持修繕が23%、新設改良が28%の実施率となっている。また、耐震に対する点検は実施していないが、緊急輸送路の県道や国道については耐震をしているとの答弁でした。

次に、10款1項3目教育費では、ALTの指導の成果及び時間数について質したのに対し、小学校において外国の人に親しみをもって触れ、英語により親しみをもち、それが中学校の英語の授業に生きてくる。時間数についてもふやす方向で検討したいとの答弁でした。

また、教育相談の中でいじめの相談はあったのかと質したのに対し、県へ報告しているいじめの件数は平成23年度は1件で、これについては解決しているとの答弁でした。

次に、10款5項2目公民館費では、公民館のあり方について、地区ごとにまだ合併以前の状態のままできているが、見直しの状況はと質したのに対し、公民館運営審議会でも今後のあり方について検討するとの意見があり、今後進めていきたいとの答弁でした。

次に、10款6項3目体育施設管理費では、ゲートボール場管理状況について十分管理できていないところがあるかと質したのに対し、管理の委託先に指導をしている。管理が無理であれば申し出てほしいとも言っている。今後、ほかの管理方法についても考えていきたいとの答弁でした。

次に歳入について、桃山町の産業振興館、物産センターは営利目的で使用しているが、賃貸料はどうなっているのかと質したのに対し、市になってから指定管理者制度でJAが管理している。使用料はもらっていないとの答弁でした。

続いて、営利目的で使用しているところからはもらう努力をすべきではないかと質したのに対し、検討の余地はあるが、今のところ、産業振興という形の中で考えているとの答弁でした。

次に、歳入歳出全般にわたって、土地建物の賃借料について平成21、22、23年度の3年を比較したが、ほとんど変わっていないし、まだ毎年金額が上がっているところもある。最近、地価が下がっている中、値下げできないのかと質したのに対し、庁舎関係については今後、新庁舎完成後、返還等も考えているので、価格の交渉を行っていない。小学校、保育所用地については地籍調査により登記面積がふえ、増額になっている。また、那賀中学校用地は10年契約で、毎年2%ずつ段階的に上げていく契約となっているとの答弁でした。

次に、パークゴルフ場について、購入時に進入路がありきで購入したのか、ないという前提で購入したのか。また、これにより地価鑑定評価の結果が違ってくるのではと質したのに対し、購入するときは既存の市道を使い、開発協議が必要でないという前提で購入した。地価鑑定評価は現況の進入路があるという中、適正な鑑定をしているとの答弁があり、続いてパークゴルフ場として使用するために7,300万円で購入するということで議会へ出した。そのときは、進入路が必要という話はなかった。最初から進入路が必要ということがわかっていたら、購入価格も下げることができたのではないかと質したのに対し、地価鑑定評価については、現況の道を通って鑑定ということで鑑定そのものには誤りはなかったと考えている。開発協議の時点で、新たな進入路が必要であることを指摘され、気づいたことについては勉強不足であった。今後、こういうことのないよう、気をつけて取り組んでいきたいとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

慎重審議の結果、議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第104号についての反対討論。

19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） おはようございます。

議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

はじめに、地方交付税と今後のまちづくりに関することです。

この11月で合併7年ということになりますが、平成27年度までは交付税の算定がえが保障されます。しかし、平成28年度からは交付税の縮減期間に入り、その後、5年後には一本算定になっていきます。一本算定になれば、現在交付されている交付額から約28億円の減額になるといわれております。本市は、歳入状況を見ても依存財源である地方交付税の比率が高い状況にあり、今後の行政運営を見通しても、財源の確保に向けても、どのようなまちづくりをしていくのかという政策を持った取り組みが必要であると思えます。

この平成23年度から、若者定住に向けて情報の発信、婚活支援、住宅購入時の支援などの施策が実施されるようになりましたが、まだ入り口の部分であり、今後、子供を生み育てていく中での総合的な施策が必要ではないかと考えます。

次に、歳出にかかわる問題として、この間、進めてきた予算枠配分による影響であります。

私は、今議会の一般質問で、文部科学省が実施した子どもの学習費調査での学校教育費の保護者負担が重くなっていることを紹介しましたが、この間、予算枠配分によって10款教育費も減額になり、義務教育である小・中学校の需用費や備品購入費までも削減されています。このような状況の中で、現場の教職員の方々が大変苦勞されているという話も聞きます。そして、最終的には保護者に負担を求めるということにならないように、若者定住、子育て支援という施策から見ても、これらの予算の削減については改めるべきではないでしょうか。

3点目は、歳出の性質別での普通建設事業費についてであります。この普通建設事業費の決算額は59億2,900万円、決算額構成比で18.7%で一番多くなっています。このうちの大部分が合併特例債を使った大型公共事業だと思えます。その一方で、地域住民が日常的に通行する生活道路の整備が、地元要望に対して道路維持管理で23%、道路新設改良で28%の実施という状況にあります。教育費のことも含め、このような状況は予算枠配分と大型公共事業を前面に進める中で生じてきているのではないのでしょうか。

当初予算のときに出された資料に「人口の減少は地域内消費、支出の減少、地場産業や地域経済にも大きな影響を及ぼし、財政の悪化など地域の存立基盤にかかわる深刻な問題であります。」と書かれていますが、このことは人口減少だけによって起こる問題ではないと考えます。一例ではありますが、商工費の中にあるプレミアム商品券事業は、経済活性化に効果があったといわれているように、地域内での経済の循環によって人口の増加とか、また税収増加を図っていく施策を実施していく方向性をもって、知恵と力を尽くしていくべき時ではないかということをお願いして、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（登壇） ちょっと声の調子が悪いんで、聞き取りにくいところもありますけども、よろしくお願いします。

私は、ただいま議題となっています議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入についてですが、景気の低迷が続く中、市税が昨年に引き続き減収となっているものの、市税全体の収納率が大きく向上しています。夜間休日の納付相談等、税収確保に努められた結果と考えます。自主財源の垣根である市税の確保は、財政運営上、必要不可欠であり、負担の公平を基本に、今後も税収の確保、収納率の向上に努力をいただきますとともに、その各部署においても歳入確保を図るため、調査研究を行っていただきました。

くお願いいたします。

次に、歳出についてですが、人口減少が懸念されている中、各部署においてさまざまな人口増加のための施策が行われました。定住促進のための若者定住促進奨励金は、118件の交付があり、企業誘致についても間もなく新たな工業団地が完成し、雇用の拡大が期待されます。また、子育て世代に対しても妊婦健診の助成、学童保育の充実、小・中学校施設の整備、子ども医療費無料化など、安心して子育てができる環境を整えています。

また、災害対策においても新たなハザードマップの作成による災害時の備えの周知、備蓄物資や消防施設の計画的な購入、整備などが行われるとともに、道路やため池をはじめとする市民生活に密着した施設の安全向上が図られました。災害時の拠点となる新庁舎も本年末には完成し、支所ごとの経費についても今後縮小されることで、効率的な市民サービスが行われるものと思います。

いずれにいたしましても、さまざまな施策、事業を行っていく上において、十分な計画、検討を重ねていただき、経費の削減を含め、市民の目線に立った行政を行っていただく要望をするとともに、財政状況の厳しい中、自主財源を確保し、安全安心なまちづくりのため、さまざまな施策が行われた平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を評価いたしまして、議案第104号に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第104号は原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第106号 平成23年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について から

議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第106号 平成23年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。それでは、総務文教常任委員会委員長より審

査報告書が提出され、お手元に配付されておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案は6件であります。委員会は去る9月18日、南別館3階大会議室において全委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について審査を行いました。慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案6件については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑は次のとおりです。

議案第106号 平成23年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、特に質疑もなく、ほかの議案についても主な質疑として、議案第128号 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、専門的な知識、経験が必要となる業務に従事する職員の採用とはどのような人材の採用を予定しているか、処遇はどのようなのか、また任期付職員の採用に依存するのではなく現有の職員による専門的な職員の育成のため、どのようなことを行っているのかと質したのに対し、専門的な資格を持った職種の職員の採用としては、医師及び看護師、保健師を予定しており、国体に対するための任期付職員の採用については経験者を採用したい。処遇については職種は年齢などさまざまと考えるため、その都度状況に合わせて対応していきたい。また、専門的な知識、資格を持った職員の育成については、国家試験である医師や看護師、保健師の資格を採用後に取得させるということは考えていない。例えば、今度配備される排水ポンプ車の操作に必要なクレーン操作の資格取得などの専門的な資格取得に対しては、資格取得のために講習を受講されるなど対応していきたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております6議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております6議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第106号 平成23年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第128号 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第129号 旧南丘家住宅条例の制定については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第130号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第131号 紀の川市防災会議条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正については、委員長の報告は可

決とするものであります。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第4、議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの14議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました14議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。それでは、厚生常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

平成24年9月7日の本会議において、当委員会に付託されました当委員会が所管する各特別会計、企業会計の平成23年度決算認定議案7議案、平成24年度補正予算議案6議案と保育所条例の一部改正議案1議案の計14議案について、去る9月19日、市役所南別館3階大会議室にて、7名の委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件についての説明を受けた後、審査を行いました。慎重審議の結果、当委員会に付託された案件は議案第107号、第109号、第110号、第135号については賛成多数、第133号については賛成多数、その他の議案については全会一致をもって原案のとおり認定可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、短期証の発行基準を質したのに対して、年1回の更新時に過年度分で3期以上の滞納があれば警告文書を送付し、その後1年以内に改善がないと短期証の発行対象となるとの答弁でした。

また、市独自の保険税の減免について質したのに対し、台風12号による被災減免13件、家屋全焼火災による減免1件、所得激減による減免1件の計15件の減免を行ったとの答弁でした。

また、医療費抑制のため、ジェネリック薬品の推進について質したのに対し、医師によって意見は分かれるが、国保運営協議会の中では毎回議論しているとの答弁でした。

次に、議案第109号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、不納欠損処理について質したのに対し、76名、94万7,000円の処理を行った。内容は生活困窮が56名、本人死亡による相続放棄が19名、居所不明が1名であるとの答弁でした。

次に、議案第110号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、滞納者への対応について質したのに対し、高齢介護課員が年に2度3度、年金振り込み月に滞納者宅を訪問し、介護保険制度を説明した上で納付をお願いしているとの答弁でした。

次に、議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正については、安楽川保育所の保護者の理解を求める取り組みについて質したのに対し、保護者向け説明会を平成23年度中は11月に2日間、平成24年度に入ってから4月に2日間開催したとの答弁でした。

また、障害児の受け入れについて質したのに対し、法人募集要領にも盛り込んでいるが、移管先法人が決まった際には改めて障害児の受け入れをお願いするとの答弁でした。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております14議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第107号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を行います。

これまでも、国民健康保険事業については高過ぎる保険料の問題、滞納者に対する保険証の窓口とめ置きの問題などを指摘してきました。被用者保険を比べてもその差別的待遇ともいえるこれらの問題は、平成23年度も解決されることなく加入者への負担として、またペナルティとして実施されました。この点を指摘したいと思います。

保険料負担は、平成23年度も4,342万円の不納欠損処理が行われたように、課税

をしても徴収し切れないほどに大きくなっています。紀の川市になってからの不納欠損額の累計は3億円に上り、これらは加入者全体で保険料負担としてカバーさせられてきています。

保険料の負担を引き下げていくという課題に対し、紀の川市が保険者としてもっと正面から解決に力を入れるべきであると考えます。そのためには、一般会計からの市独自の繰入をすべきです。市独自の課税時点での保険料の申請軽減が件数を積み上げてきていることは評価しますが、制度の周知は十分とは言えません。医療の受給権保障にかかわって保険証が手元に届けられないという窓口での短期証のとめ置きについても、ほかの被用者保険などでは考えられないことで、すぐに解決すべきことだと考えます。

以上を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となっております議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

国民健康保険は、相互扶助の精神を目的とした公的な保険であり、誰もが安心して医療を受けることができる医療保険として、地域医療の確保と住民の健康増進に大きく寄与しているものと考えます。しかしながら、近年の景気低迷や少子高齢化が一層進展する中で、高齢者や低所得者の占める割合が高く、制度発足時と比較すると加入者の構成割合が大きく変化するなど、他の医療保険に比べ、財政的基盤が脆弱であるという構造的な問題をかかえております。さらには、生活習慣病の増加、進展する医療技術の高度化により医療費が高騰するなど、総じて国保を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

そのような中、法定に基づく一般会計からの繰入措置、また全国的に収納率が低下する中、本年度分は前年度に比べ上昇しており、徴収に力を注ぎ、収入確保に努められている点は評価すべきものと考えます。また、脳ドック、受診者への助成、レセプト点検の実施など積極的に保健事業に取り組み、歳出抑制につなげる努力がうかがえます。今後は国保事業運営基金を最大限に活用するとともに、医薬品ではジェネリック後発医薬品を推進するなどの歳出抑制を図り、より一層安定的な運営のための努力を重ねることを強く要望いたします。賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第109号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議案第109号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する反対討論を行います。

高齢世代の医療給付費の抑制を図ることを大きな狙いに、後期高齢者医療制度が実施さ

れて4年目の決算となります。制度実施当初に危惧された保険料の滞納者に対する資格証明書の発行は行われていませんが、滞納者数は委員会での答弁では500件程度、短期被保険者証が12名の方に交付されているということでした。平成22年度が9名で、だんだんとふえてきている状況です。

そもそも保険料の滞納は、月額年金が1万5,000円以下の普通徴収の方に集中しています。低所得であるがゆえに保険料が納められない人にペナルティ的な短期証の発行はすべきではありません。また、保険料の負担では現在、法定軽減はありますが、加えて市独自に低所得者に配慮した保険料の減免を行っていく必要があると考えます。受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線を見直し、国庫負担をふやす方向で国民皆保険制度を守るべきという立場から、本会計決算に反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となっております議案第109号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

国においては、一昨年、新しい高齢者医療制度についての諮問答申が終わり、新制度の施行に向けて国と地方の協議が進められております。まだまだ合意には至らず、不透明で先送りの様相ですが、医療制度自体、国の法令によって大部分の骨格が決められてしまう中で、地方はそれに従って実施をしていくしかなく、そのような状況のもと、平成23年度決算の内容については何ら問題がなく、適正に運用されているものと思います。

つきましては、今後の国の動向には十分に注視し、運営には万全を期していただくことを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第110号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議案第110号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

高齢化と核家族化の進展などを受け、家族介護の限界があることから、社会保険制度として始まった介護保険ですが、現在でも特養の待機者の問題や全国的には寝たきりアパートとも言われる金もうけのために介護保険制度を悪用するケース、平成23年度には紀の川市内の事業所でも施設職員による利用者への暴行事件が起こるなど、高齢者の人権が守られていない事例があります。高齢者本人も、そして家族も安心して利用できる介護保険制度となるには、事業所、労働者の待遇改善や厳格な指導監査体制の構築などが課題となっています。

保険料の負担では、紀の川市では実質11段階の設定を行っている点は評価しますが、

それでも低所得であるほど負担が重くなる逆進制の問題は解消し切れていません。また、保険料の市独自の条例軽減についても積極的に運用していくべきであると考えます。

以上を述べまして、本会計決算に対する反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第110号平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

全国的に高齢化が進む中、介護保険制度が担う役割は年々重くなってきていると思います。高齢者にとって、介護や生活支援のサービスが受けられる本当になくってはならない制度となってきております。そのような中、紀の川市の介護保険料は低所得者に考慮し、所得に応じて4段階の特例を含み、11段階に細分化し、きめ細やかな対応をされていると評価いたします。また、元気な高齢者の増加を目指して運動機能向上教室や介護予防教室など、できるだけ介護にかからないよう効果的な施設にも取り組んでおられます。

このようなことから、今後も事業の健全な運営を行っていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第133号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正についてに対する反対討論を行います。

本議案は、紀の川市公立保育所再編計画に基づき、安楽川保育所を民間移管するための条例改定です。民間移管でまず懸念されるのは、保育の質が低下しないか、保育の公的責任、公共性は保たれるのかという点です。この間、国は保育所運営費の一般財源化や保育所経営に株式会社の参入を認めるなど、行政の公的責任をなくして保育を市場にゆだね、保育所予算削減の傾向が続いています。子ども子育て支援システムもその流れで進められてきています。

こうした中での民間保育所の経営は、おのずと人件費を抑制せざるを得ず、正職員でない短期雇用の保育士や、正職員であっても経験年数の短い保育士を配置することになります。保育の質の担保は、そこで働く保育士と職員集団の専門性がどこまで高いかに規定されるといっても過言ではありません。安定雇用でこそ保育にとって必要な経験の蓄積や研修が保障され、20年30年と勤める中で保育士としての高い専門性も備わってきます。

現に、これまで旧町時代から公立保育所が行ってきた保育実践は、どの子どもわけ隔てなく受け入れてくれる保育所として、乳幼児の成長発達を支え、乳幼児を育てる親の働く権利を守ってきました。さらに地域の子育て支援の核としての役割も発揮してきています。子どもの発達権保障の実施機関として子をもつ親だけのためだけではない、大事な公共的

役割を果たしてきています。そこには、現場で働く職員の公務員としての身分保障が大きな裏づけになっていることは明らかだと思います。

少子化や核家族化、離婚の増加、子どもへの虐待など子どもを取り巻く環境は厳しくなり、親の雇用環境の悪化や経済格差も広がっています。公立保育所は日常的に子どもと親を支えとともに、いざ困難事例が起こったときにはすぐに市役所担当課とも連絡調整を取り、対応に当たる子育て支援のいわば実行部隊ともいえます。その最前線にある保育所を手放すことは、保育所の公共性や公的責任を行政自身が自己否定するものであり、国の保育所予算縮減の直撃を受けた自治体の財政事情によるもので、子どもの利益が最優先された施策とはいいたいがたいものです。

さらに、今回の条例改定により、桃山町に1カ所しかない保育所が民営化されることとなります。その保育所に何らかの事情で通えなくなった場合、旧町の枠を超えた保育所に通園しなければならなくなります。子どもと保育士にとっての保育所定員の適正規模は90人程度といわれており、大規模化ではなく保育所選択の幅を持たせる方向での充実が求められてると考えます。

今ある公立保育所を存続させ、さらに充実させていくことが紀の川市には求められていると考え、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

23番 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第133号紀の川市立保育所条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

これは、平成22年8月に制定した紀の川市公立保育所再編計画策定の背景には、厳しい行財政状況が続く中で、より効率的な行政運営が求められていることから、紀の川市職員適正化計画、そして保育ニーズの多様化などを考え合わせると、公立保育所へ民間活力を導入したほうが職員の削減、また、ほかの保育所との競争意識が働くため、多岐にわたる保育ニーズに即したサービスの提供が図られるほか、法人の保育理念に基づいた独自の特色ある保育が期待できると考えます。

また、民営化することにより、公立保育所の職員配置についても臨時職員に頼ってきた現状を改善し、正職員の比率を確保することができ、質の高い保育を維持できるものと思います。

石井議員からの指摘が何点かありましたが、私たち地元議員も十分それを承知しております。その点について、地元5議員と執行部の間の協議の中で、保護者が安心して預けられ、子どもたちが安全に過ごせる施設の確保と民間委託に当たっては、十分それを認識される保育所を選んでいただけることを確認しております。

このことから、保育所の再編民営化は必要だと考え、議案第133号の賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第107号の採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第107号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第108号 平成23年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

この採決は起立により行います。

議案第109号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第109号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

この採決は起立により行います。

議案第110号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第110号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第114号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第126号 平成23年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定とするものです。本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決及び認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第127号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定とするものです。本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり可決及び認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

この採決は起立により行います。

議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第136号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第137号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第138号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第142号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第152号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第153号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時45分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第5 議案第105号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第151号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について まで

○議長（西川泰弘君） 日程第5、議案第105号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第151号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの28議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました28議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託したものであります。それでは、産業建設常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

平成24年9月7日の本会議において、当委員会に付託されました平成23年度各特別会計の歳入歳出決算の認定議案、及び平成24年度各特別会計の補正予算案の28案件について、去る9月20日、南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件についての説明を受けたあと、審査を行いました。審査の結果、付託された議案は全て全会一致で認定、可決することに決定いたしました。

委員会の質疑の主なものは次のとおりです。

まず、議案第105号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、過年度の滞納者の件数と今後の見通しについて質したのに対し、平成23年度における過年度の延滞件数は211件で、徴収専門員の住宅管理指導員と職員とできめ細かな回収業務を実施している。平成33年度の償還期限最終まで鋭意努力しており、延滞件数は累計で減ってきているとの答弁でした。

次に、議案第111号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、下水道計画区域内の対象件数と今後の見通しについて質したのに対し、下水道計画面積1,914ヘクタールに対して計画人口が7万3,400人で、仮に年間事業費を10億円と見込んだ将来構想では、平成78年ぐらまで60年はかかることになる。人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、現在、上位計画である紀の川中流下水道事業計画について、県のほうで国との協議をしている状況である。下水道事業は、長い年月を要するため、10年ごとに再評価し、計画の見直しを行うようになっているとの答弁でした。

また、供用開始区域での接続件数とその対応について質したのに対し、平成20年12月に第1回供用開始以来、1次と2次の供用開始され、下水道の供用開始から3年以内に接続するようお願いしているが、全体で1,040件のうち、509件が未接続の状態となっている。未接続の家庭には戸別訪問し、普及促進をお願いしているとの答弁でした。

次に、歳出の部では1款総務費、1項総務管理費、2目施設管理費のデータ入力処理委託料について、下水道台帳のデータ入力を職員で対応できないかと質したのに対し、コンピューターを使った専門的なデータ入力であり、職員だけでは対応するのは難しいところがあるが、できるだけ委託金額を少なくするように検討していきたいとの答弁でした。

次に、議案第112号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の部では過年度の使用料の滞納状況とその対応について質したのに対し、滞納整理は現年分で39人、220カ月分、過年度分で67人、708カ月分の滞納がある。下水道課で個別に実施している使用料や税の滞納情報を一括して情報化することについては、今後十分検討していきたいとの答弁でした。

以上が、当委員会での主な質疑です。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております28議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております28議案については、討論の通告がありませんので、討

論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第105号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第111号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第112号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第113号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第115号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第125号 平成23年度紀の川市平池財産区

特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第115号から議案第125号までの11議案については、委員長の報告は認定とするものです。本11議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号から議案第125号までの11議案については原案のとおり認定されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第135号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第139号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第140号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第141号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第143号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第151号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの9議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第143号から議案第151号までの9議案については、委員長の報告は可決とするものです。本9議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第143号から議案第151号までの9議案については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第6、議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。それでは、各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第134号のうち、本委員会の所管部分について、委員

会は去る9月18日、南別館3階大会議室において全委員の出席を得て開催し、当局から付託案件について説明を聴取したあと、審査を行いました。慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

当委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりです。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料については、各項目に減額補正し、庁舎総合管理委託料を追加補正しているが、新庁舎に移転するための補正なのか。また、庁舎総合管理委託料は、年間にすると4,000万円以上の委託料になると考えるが、高額ではないかと質したのに対し、減額補正については現契約の契約差金であり、庁舎総合管理委託料については来年1月から新庁舎における管理委託料、夜間警備などに一部12月からの管理委託料が含まれている。また、庁舎総合管理委託料の内容については、現有庁舎では実施していない点検項目についても、新庁舎においては新しい環境基準に基づいた点検項目を実施していきたいとの答弁でした。

次に、10款5項社会教育費、7目生涯学習推進費、生涯学習フェスティバルを開催するための費用とは具体的にどのようなイメージをもって行おうと考えているのかと質したのに対し、従来のような展示・発表の場ではなく、文化祭でなく、竹細工、バルーンアートなど各ブースにおいて子どもたちも参加、体験できる市民参加の文化祭を実施したいとの答弁でした。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） ただいまより、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会の所管部分について、委員会は去る9月19日、南別館3階大会議室において、7名の委員の出席を得て開催し、当局より付託案件についての説明を聴取したあと、審査を行いました。慎重審議の結果、議案第134号のうち、委員会の所管の部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、地域支え合い連携体制構築事業の内容を質したのに対して、高齢者世帯を把握するため、民生委員や地域包括支援センター職員が対象家庭にいのちのバトンという筒を配布し、各家庭でその筒の中に保険証の写しや緊急連絡先、かかりつけ医などの情報を入れ、災害にあっても比較的つぶれにくい冷蔵庫の中などで保管していただく事業や、バトンは1万本購入するとの答弁でした。

次に、2項児童福祉費、6目児童福祉施設費、12節役務費、給食食材検査料の委託先や検査方法について質したのに対し、県の環境衛生研究センターに委託するもので、3月

までに各保育所1回ずつ給食を検査に出す。検査精度については10ベクレル以下までをはかれるとの答弁でした。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、ピンクリボンキャンペーンについて、中学2年生向けの特別授業は来年以降も続けるのか。また、健康推進課と青洲の里が協力・連携し、ピンクリボン事業を推進できないかと質したのに対し、中学生向けの特別授業については引き続いて実施していく方向である。青洲の里との連携についても十分検討していきたいとの答弁でした。

次に、2目予防費では、小児の予防接種が間もなく不活性ポリオワクチンを含めた4種混合となるために、接種控えがあるのかと質したのに対し、保護者からいろいろな問い合わせがある。国からの確かな情報をできるだけ早く医療機関や保護者に提供するとの答弁でありました。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管部分について、去る9月20日、南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取したあと、審査を行いました。審査の結果、議案第134号のうち、本委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、6款1項3目農業振興費では、農山漁村交流活性化支援事業補助金の内容はと質したのに対し、県の補助事業の採択を受け、農山漁村の活性化を図るため、有田川町の小学生11名が農家民泊をして、農業生産体験事業の受け入れを行う事業との答弁でした。

次に、農産加工施設等整備事業補助金の事業内容と負担割合について質したのに対し、あんぼ柿のブランド化に取り組んでいる林ヶ峰の農家グループに対して、増加する受注に対応する施設を整備するために補助するものである。辺地を対象とした県の山の恵み活用事業補助金を活用し、補助率県3分の1、市3分の1、地元3分の1で実施する事業との答弁でした。

次に、5目農業経営基盤強化促進対策事業の新規就農総合支援事業青年就農給付金の状況について質したのに対し、最終的に103名から問い合わせがあったが、今年5月末までに問い合わせ等があった人数、86名で今回の交付決定を受けている。現在、農業振興課で面談を行い、審査等の手続を行っているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、各委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第 4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書

請願第 5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第7、請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書と、請願第5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書の請願2件を議題といたします。

本案は、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。総務文教常任委員会委員長より請願審査報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 総務文教常任委員会に付託されました請願について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書、請願第5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書の2件について、9月18日、南別館3階大会議室において全委員の出席を得て開催し、紹介議員からの説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、請願第4号、請願第5号については、賛成少数で不採択すべきものと決定しており、お手元に配付しております請願審査結果報告書をごらんください。

まず、請願第4号については、長引く不況に加え、東日本大震災の発生により日本経済

はさらに悪化している中、一律無償化でなく所得制限などを導入、また高校授業料無償化でなく、子どもたちへの幅広い支援策も必要であり、3年後に見直し附帯決議もあるなどの意見があり、採決の結果、不採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号については、いじめ問題など今の教育現場で起こっているさまざまな問題は学級人数を減らせばよいというものではない。また、紀の川市においては35人学級はほぼ実施できていること、さらに今後、少子化により自然と少人数学級になっていくことが予想されるなどの意見があり、採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくをお願いします。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております請願2件について討論を行います。

討論の通告がありますので、請願第4号、請願第5号ともに委員長報告は不採択となっておりますので、まず採択することに賛成の討論を許可いたします。

19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書、請願第5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書について、採択をしていただきたいということで不採択に反対の立場から討論を行います。

まずはじめに、日本における教育機関への公財政の支出はどうなっているのかということとあります。対GDP比で見てみますと、国内総生産比で日本は3.3%、フランスが5.5%、イギリスが5.2%、アメリカが5.0%、OECD経済協力開発機構加盟国の平均が4.8%で、このようなことからしても日本は主要国の中でも最低水準にあるといわれています。また、高等教育での教育支出の私費負担、保護者負担の割合は日本が67.5%、OECD平均が30.9%でワースト4位になっています。

このような状況の中で、2009年8月の総選挙以来、ほぼ全ての政党が欧米並みの教育予算確保を公約に掲げた結果、2010年度から高校無償化が始まりました。この制度は今後とも教育の機会均等を保障するものとして維持拡充を進めていく必要があります。

また、給付制度、奨学金制度については、見送りはなりましたが今年度の文部科学省の概算要求に盛り込まれているという経緯からみて、文部科学省内で変化が出てきています。このような状況のもとで主要国の中で最低水準にある教育予算を改善をしてほしいという要望を国に上げていくことが、今求められていると思います。

それから、「ゆきとどいた教育」を進めていくことが今ほど強く求められているときは

ないと思います。学校現場ではいじめ、校内暴力、不登校、学力・学習意欲の低下、児童虐待、教職員が多忙で健康を害したり精神疾患などさまざまな困難な問題を抱えています。このような状況の中で、どの子もわかる教育指導を、どの子とも向き合った生活指導、友達と話し合い、考え合いながら楽しく学び、成長できることなど、一人一人の子どもが大切にされる教育条件の根幹としての少人数学級を実施することが必要です。

最後に、教育とは人格の完成を目指し、一人一人の子どもの能力の可能性を最大限に引き出し、発達させるという責任の重い、厳しい仕事であり、教育条件の整備が必要であると考え、この請願は採択すべきであり、不採択に反対するものであります。

○議長（西川泰弘君） 続いて、採択することに反対の討論の発言を許可いたします。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（登壇） 私は、まず請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書を採択することについて、反対の立場で討論をいたします。

請願第4号は、第一に高校の無償化の維持拡充を進めること、第二に高校生、大学生に対し、給付制奨学金制度をつくることという2点についての要望であります。

現在の国の財政状況が非常に厳しくなっている中、同様に地方自治体の財政状況も非常に厳しいものとなっております。そのような中、授業料を払える収入のある家庭を含め、収入に関係なく一律無償化、一律給付するのではなく、所得制限などの一定の基準が必要であること、また中学校を卒業し、すぐに働き始める子には納税の義務があるなか、国民から徴収した大切な税金を高校に通っている子どもだけが恩恵を受けることができるなど、今後制度にさまざまな不備が出てくることも考えられます。そのようなことから、3年後に見直しの附帯決議が設けられていると考えられますので、今提出する必要はないと考えます。

次に、請願第5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書を採択することについても反対の立場で討論いたします。

請願第5号は、第一に国の責任で全ての小・中学校、高校で35人以下学級を実現すること、第二に新たに教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員をふやすことという2点についての要望であります。

紀の川市においては、35人学級がほぼ実施できており、最大でも38人までであり、学校によっては30人に満たないクラスも多数あります。また、エアコンなど設備面での環境も整備されています。現状からみると、既に一人一人に目の行き届いた教育環境になってきていると考えられます。

また、教職員をふやすという点につきましても、いじめなど現在のさまざまな問題は少人数学級制や教職員の数で解決できるものではなく、学校や教職員の質という問題も重要と考えます。

以上の理由から、私は「教育費無償化」の前進をもとめる請願書、及び「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書に反対いたします。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、私の採択に反対の討論とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず、請願第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願書は、委員長の報告は不採択とするものです。本請願は委員長報告では不採択ですが、採択についてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（西川泰弘君） 起立少数であります。

したがって、請願第4号は不採択することに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、請願第5号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

請願第5号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願書は、委員長の報告は不採択とするものです。本請願は委員長報告では不採択ですが、採択についてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（西川泰弘君） 起立少数であります。

したがって、請願第5号は不採択することに決しました。

日程第8 委員会提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第8、委員会提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 松本哲茂君。

○7番（松本哲茂君）（登壇） それでは、委員会提出議案第3号について提案説明をいたします。

委員会提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について、上記の議案を地方自治法第109条の2第5項の準用規定、及び紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、市長の専決処分事項の指定を追加するためであります。

内容といたしまして、市長の専決処分事項の指定についての一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。「4号、法律上の義務に属する1件200万円、自動車及び原動機付自転車の運行によって生じた事故にかかわるものについては、自動車損害賠償保障法施行令第2条第1項第1号イに掲げる額に相当する額と以下の和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。」

資料にありますように、平成18年3月28日に議決した1号から3号に、ただいま説明した4号を追加するものです。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、ただいま提案理由の説明を受けました委員会提出議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、討論を行います。

委員会提出議案第3号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第3号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第9、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

○議長（西川泰弘君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 9月議会閉会に当たり、一言御礼申し上げます。

9月3日開会以来、本日まで、特に9月議会では平成23年度の決算、特別委員会、また所管常任委員の委員会でのいろいろな御審議、十分、長期にわたり御審議をいただき、上程させていただきました議案につきましては全て通していただきました。

通していただいたからということで、気の許すことなく、できるだけ始末をし、そして住民サービスに頑張っていきたいと思っております。

議員各位におきましても、ことしは一段と残暑が厳しくございましたけれども、秋、冬に向けての収穫期並びに気候の変化等々ございます。十分おからだに御自愛をいただき、市政発展のために今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼のごあいさつといたします。

御苦労さまでございました。

○議長（西川泰弘君） それでは、平成24年第3回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日に開会し、本日まで26日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事、終了することができました。

さて、暑かった夏も過ぎ去り、ようやく秋らしい気候となってまいりました。あすは市内の多くの小学校で運動会が開催されます。あちらこちらで子どもたちの元気な声が響き渡ることと思います。私たち議会も、元気な子どもたちに負けないよう頑張りたいものです。

議員各位におかれましても、これからの好季節、ますます議員活動に精励されますようお願い申し上げます。私の閉会のごあいさつといたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成24年9月3日召集の平成24年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員